大規模小売店舗立地法(以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模 小売店舗の変更の届出がありましたので、法第6条第3項の規定において準用する法 第5条第3項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告するとともに、その 届出を縦覧に供します。

なお、この公告に関し、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境 の保持のために配慮すべき事項について意見のある方は、法第8条第2項に基づき、 この公告の日から4箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

令和元年8月6日

京都市長 門 川 大 作

1 届出者の氏名及び住所 京都醍醐センター株式会社 代表取締役 平井 義也 京都市伏見区醍醐高畑町30番地の1

## 2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 パセオ・ダイゴロー西館 京都市伏見区醍醐高畑町30番地の1

## (2) 変更事項

| 変更事項       | 変更前          | 変更後          |
|------------|--------------|--------------|
| 大規模小売店舗を設置 | 京都醍醐センター株式会社 | 京都醍醐センター株式会社 |
| する者の氏名又は名称 | 代表取締役社長 市村 延 | 代表取締役 平井 義也  |
| 及び住所並びに法人に | 之            | 京都市伏見区醍醐高畑町3 |
| あっては代表者の氏名 | 京都市伏見区醍醐高畑町3 | 0番地の1        |
|            | 0番地の1        |              |
| 大規模小売店舗におい | 株式会社ヤマダ電機    | 株式会社ヤマダ電機    |
| て小売業を行う者の氏 | 代表取締役 山田 昇   | 代表取締役 山田 昇   |
| 名又は名称及び住所並 | 群馬県前橋市日吉町4-4 | 群馬県高崎市栄町1番1号 |
| びに法人にあっては代 | $0 - 1 \ 1$  |              |
| 表者の氏名      | ほか7件         | ほか7件         |

- (3)変更年月日 令和元年6月25日
- 3 届出年月日令和元年7月25日
- 4 縦覧場所,期間及び時間
- (1) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市産業観光局商工部商業振興課

(2)期間

令和元年8月6日(火)から同年12月6日(金)まで(京都市の休日を定める条例に規定する京都市の休日を除く。)

(3) 時間

午前9時から正午まで 午後1時から午後5時まで

- 5 意見書の提出先及び提出期限
- (1) 提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 提出期限

令和元年12月6日(金)

(産業観光局商工部商業振興課)